

## [事案 2024-106] 既払込保険料返還等請求

・令和7年6月9日 和解成立

### <事案の概要>

告知義務違反を理由に一部の特約が解除されたことを不服として、既払込保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和4年7月および同年8月、不妊治療のための処置を受けたため、令和4年3月に契約した組立型保険にもとづき入院給付金等を請求したが、告知義務違反を理由に一部の特約が解除され入院給付金等が支払われなかった。しかし、以下の理由により、既払込保険料の返還と精神的苦痛に対する慰謝料の支払いを求める。

- (1) 契約の際、募集人に、不妊治療を行っているが加入できるのか確認したところ、どのくらいの頻度で通っているのか等と尋ねられたため、「1年前から、多い時は2日に1回、少ない時は2週間に1回くらい」と具体的に伝えた。その場では加入の可否が分からなかったが、多分大丈夫とのことで契約を進めた。
- (2) 告知の際、告知事項に病院へ通っているか確認する欄があったため、募集人に「ここはどうしますか」と相談したが、募集人がはっきりしなかったことから、「とりあえず病気ではないので、行っていないにチェックしますね。確認してもらって間違っていたら書き直すので教えてください」と伝えたところ、申込手続の後、募集人からLINEで、「告知書ですが、あれで大丈夫でした」との連絡があった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 告知手続の際、申立人より「これから不妊治療を受ける」との話はあったが、現在不妊治療中であるなどといった話はなかった。
- (2) 募集人は、現在行っていない不妊治療については告知する義務はないと考えたが、体況上のことでもあるため帰社した後に確認することとした。その後、社内を確認したところ、今現在不妊治療を受けていないのであれば告知をいただく必要はないと確認できたことから、申立人に「告知書ですが、あれで大丈夫でした」と連絡した。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、事情聴取において、申立人から「これから不妊治療を行う予定である」と聞いたことから、告知手続の後に社内へ戻り、上司に「これから不妊治療を行う場合でも、告知事項に『いいえ』との回答でよいか」と確認したところ、上司から「それでよい」との回答を得たなどと陳述している。

(2) これから不妊治療を行うとのことであれば、既に「不妊症」との診断を受けている可能性が相当程度にあるため、募集人および上司においては、申立人が不妊症の診断を受けているのではないかの考えを巡らせて、申立人に確認するといった対応が期待された。